

令和5年度 国民健康保険税について

国保税は国保を支える大切な財源です

国民健康保険（国保）は、被保険者（加入者）の皆さんが病気やけがをしたときに安心して治療を受けるための制度で、皆さんが納める国民健康保険税（国保税）によって支えられています。

納税義務者は『世帯主』

国保税の納税義務者は世帯主です。そのため、世帯主が国保以外の健康保険（社会保険や後期高齢者医療保険など）に加入していても、家族の誰かが国保に加入している場合には、世帯主が納税義務者となります。

納税通知書について

年度当初の納税通知書は7月中旬にお送りします。

年度の途中で資格異動（出生、死亡、転入、転出、他の社会保険への加入・離脱など）があった際には、14日以内に市民税務課で手続きを行ってください。この場合は国保の加入期間に応じて「月割計算」となり、手続きをした翌月以降に変更分の納税通知書をお送りします。

(例)

8月に国保に加入した場合

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

8月から3月までの8か月分を課税します。
(年間の国保税 × 8/12)

8月に国保を離脱した場合

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

4月から7月までの4か月分を課税します。
(年間の国保税 × 4/12)

税率について

国保税は、次の表の①～③をそれぞれ計算して合計した金額となり、加入者の所得や人数などに応じて世帯ごとに異なります。

区分 (課税対象年齢)	所得割 (前年所得額 -住民税基礎控除額)	均等割 (加入者1人あたり)	平等割 (世帯あたり)	限度額
① 医療給付費分 (0～74歳)	8.5%	26,900円	26,000円	<u>65万円</u>
② 後期高齢者 支援金等分 (0～74歳)	2.6%	8,500円	7,000円	<u>22万円</u>
③ 介護納付金分 (40～64歳)	1.8%	9,400円	6,000円	<u>17万円</u>

